

区の再編を実施した場合の正規職員数の見込みについて

		2区案			3区案			7区
		A案	B案	C案	D案	E案	F案	H28. 4. 1現在
職員数	人数	5, 258	5, 265	5, 265	5, 282	5, 275	5, 280	5, 384
	H28比較	△ 126	△ 119	△ 119	△ 102	△ 109	△ 104	—

【職員数の試算について】

- ①平成 28 年 4 月 1 日現在の事務分担表（※）を元に、以下の「削減率の考え方」の表による考え方に基づき区役所の各業務を分類し、業務ごとの人工数に削減率を乗じて各区役所の削減人工数を算出。
- ②それぞれの案ごとに、暫定的に統合先となる区役所を定め、統合先となる区役所の職員数（H28. 4. 1 現在）に、統合される区役所の職員数から①による削減人工数を引いた人工数を足して職員数を試算。

（例）B 案 ⇒ 統合先となる区役所を暫定的に「中区」と「浜北区」とする

・【中区＋東区＋西区＋南区】の職員数

（中区の職員数）＋（東区の職員数－削減人工数）＋（西区の職員数－削減人工数）＋（南区の職員数－削減人工数）
 ※職員数は平成 28 年 4 月 1 日現在のものを使用

・【北区＋浜北区＋天竜区】の職員数

（浜北区の職員数）＋（北区の職員数－削減人工数）＋（天竜区の職員数－削減人工数）

※事務分担表

各課が所掌する事務分掌（業務）ごとに、担当する職員及びその人工数を表したものを。職員 1 人の人工数の合計は「1.0」となるよう割り振っており、各事務（業務）の業務量を示す表である。

○削減率の考え方

区分	削減率	考え方
A	0%	組織が統合されてもそのまま事務量が残るもの ① 特定の区だけで行っている固有の事務で、合区してもそのままの事務量が残るもの ② 協働センター等出先機関に配置されている職員 ③ 生活保護業務ケースワーカーなど、個々の職員が対象と 1 対 1 で事務処理を行うものであるため、組織が統合されても事務量が全く変わらないもの
B	10%	管理事務等は省力化できるもの ① 戸籍・住民基本台帳に係る事務など組織が統合されても事務量は変わらないが、一部の管理事務等について省力化が図られるもの ② 個別の文化施設・観光施設などの維持・管理業務
C	50%	スケールメリットが生じるもの ① 処理件数が増えても集中処理・電算処理等でスケールメリットを活かし事務量の増を抑えられると判断できるもの ② 支払いの単位や契約の件数などを集約でき事務処理件数自体を削減できるもの ③ 委託や補助事業の整理・統合を行うことで省力化が図られると考えられるもの
Z	100%	事務量が概ねなくなるもの ① 区長、副区長など区役所内での管理監督的業務や連絡調整・庶務的業務 ② 区の単位で取り組む区の総合計画など ③ 区選挙管理委員会など区がなくなれば連動してなくなるもの ④ 本庁や関係機関への取次ぎのみを行うもの

新たな行政サービス提供体制（案）に係る関係部局の考え方

再編後の行政サービスのあり方がどのように変化するかについて、特に市民生活に密着した行政サービスを所管する健康福祉部、健康福祉部（医療担当）、こども家庭部におけるサービス提供体制の考え方を以下のとおり整理した。

<健康福祉部>

1 現状・課題

- ・平成 19 年 4 月の指定都市移行時に現在の 7 区・7 福祉事務所及び本庁の体制
- ・区役所では社会福祉、社会保障、保健衛生に関する事務等を実施。このほか、区長に対し国民健康保険事務等を委任。区の事務の細目は区役所事務分掌規則で規定。
- ・福祉事務所は、各行政区の区域を所管し、各区役所の社会福祉課及び長寿保険課（中区福祉事務所にあつては社会福祉課、長寿保険課及び生活福祉課）により組織。福祉事務所では、生活保護法・老人福祉法等の事務を実施。
- ・本庁は各区役所が実施する事務の総括、総合的な施策の企画及び調整、福祉事務所との連絡調整のほか、本庁に専属する事務として生活保護の施行事務監査、事業者の指定、指導監督等を実施。
- ・7 区役所・福祉事務所と本庁とは別組織で 8 組織が並立。
- ・法令の規定・基準等に基づく均質なサービスの提供
- ・事務処理における区間の相違（生活保護業務に関する監査委員意見）

2 今後の体制（案）

- ・現状の組織体制を見直し、区の福祉関連組織（社会福祉課、長寿保険課及び生活福祉課）は健康福祉部の組織とする。
- ・福祉に関する事業所を区役所庁舎内に配置する。
- ・区の出先庁舎内に、事業所の組織として生活保護担当のグループを配置する。

〈健康福祉部（医療担当）〉

1 現状・課題

- ・保健師の分散配置による弊害（7区に各3課、合計21課に分散）
 - * 保健師少数配置課における専門職間の相談及び研修体制の困難さや休暇取得等の困難さ
 - * 保健師多数配置課における研修指導体制の困難さ
 - * 全世代に関連した総合的課題に対する企画立案の困難さ
- ・地区担当制における母子保健分野への偏り

2 今後の体制（案）

- ・保健師の所属先は健康福祉部とし、区役所に併設する事業所の1課に集約して配置する。ただし、地区担当保健師の活動拠点は、本庁出先グループとして、(仮称)行政センターや保健福祉センターに配置する。
- ・事業所区域内の統括保健師として事業所の課長又は課長補佐に保健師を配置
- ・事業所の課に、地域保健活動グループを置き、次の担当保健師を配置し、地区担当保健師の取りまとめとともに、児童家庭課や長寿支援課などとは一体となって事業を進める。
 - ◇保健師（A）：地区保健師活動とりまとめ担当
 - ◇保健師（B）：家庭児童相談室担当
 - ◇保健師（C）：高齢者福祉調整担当

〈こども家庭部〉（家庭児童相談室）

1 現状・課題

- ・高い専門性が求められる相談に対応できる充実した職員配置
- ・緊急事案の同時発生に対応に係る職員体制

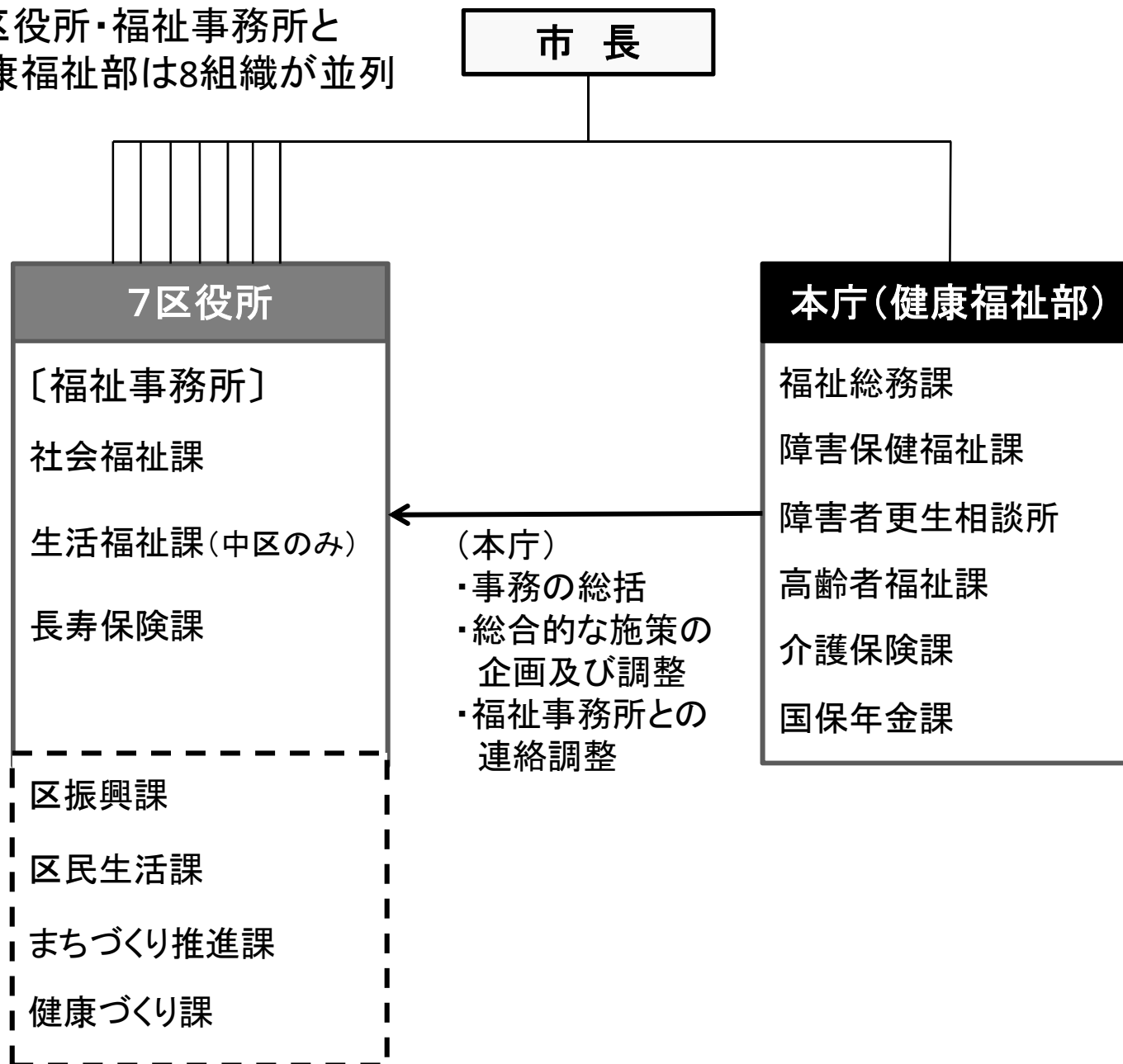
2 今後の体制（案）

- ・専門性の高い職員の配置や集約化等により、家庭児童相談室をより質の高い、合理的及び効果的に相談できる体制とする。

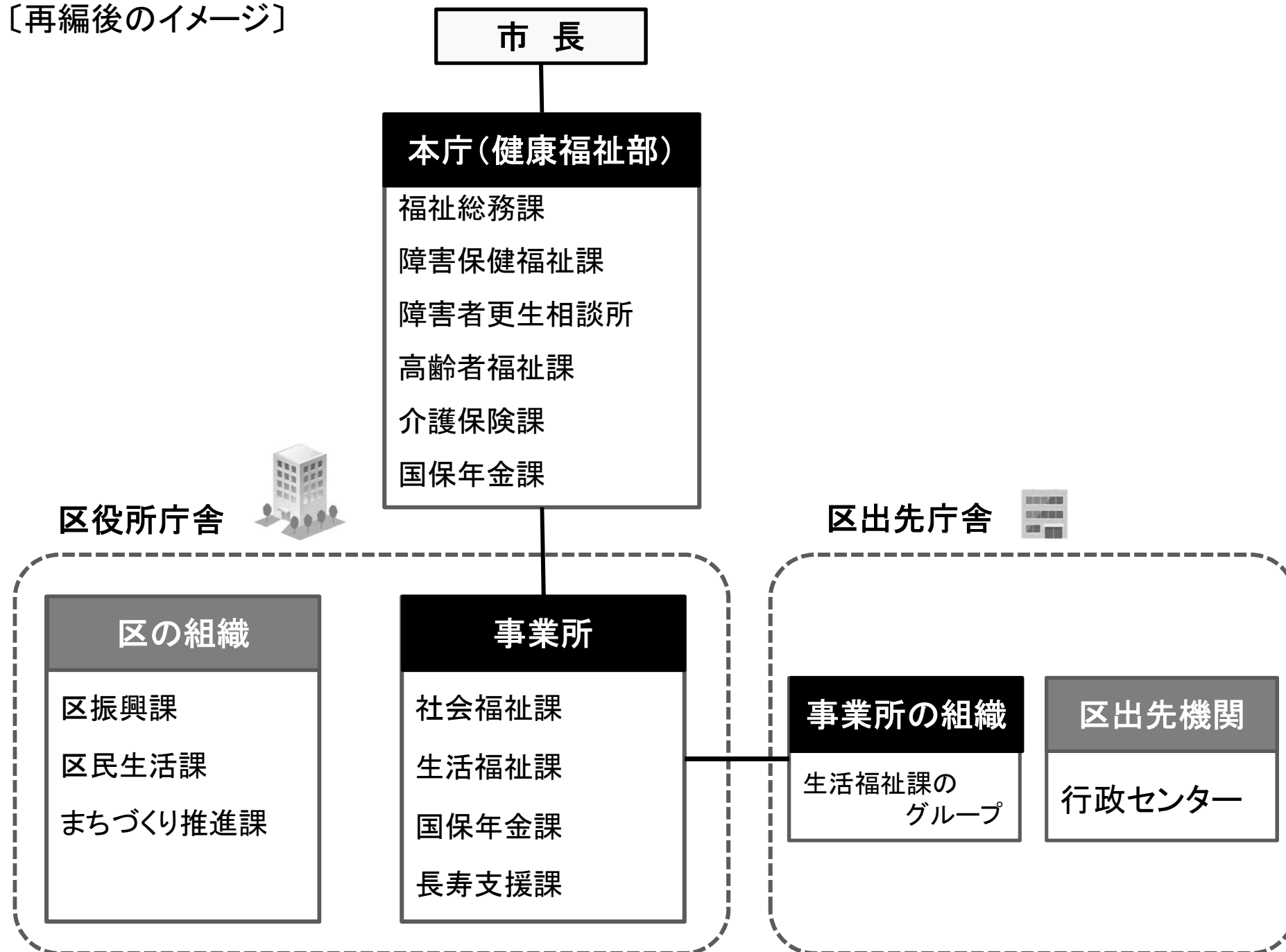
組織体制のイメージ図

〔現状〕

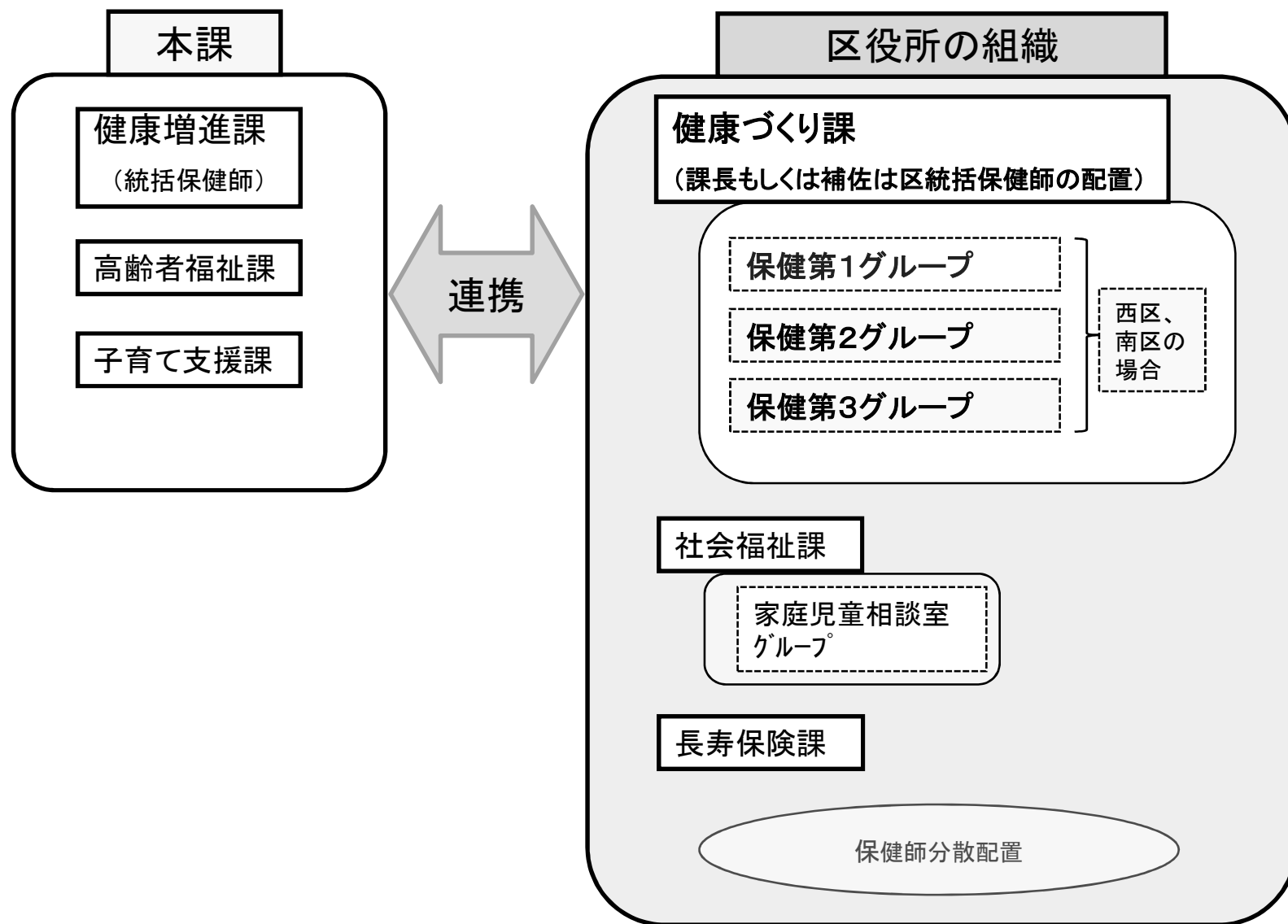
※7区役所・福祉事務所と
健康福祉部は8組織が並列



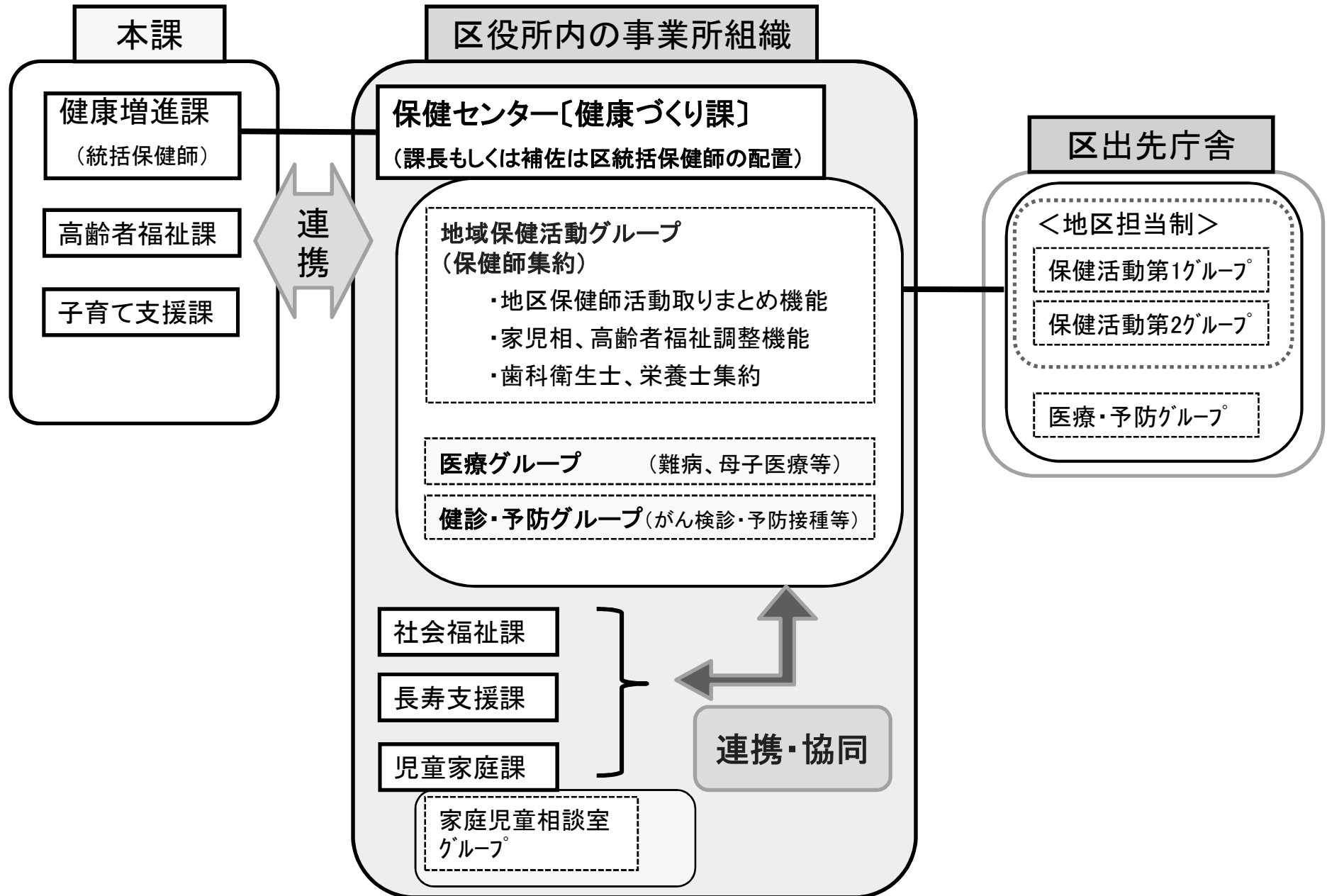
〔再編後のイメージ〕



〔保健師活動における現状〕



〔再編後のイメージ〕



区再編の場合の（仮称）行政センター庁舎におけるサービス提供体制について（案）

これまで行財政改革・大都市制度調査特別委員会で提示した考え方にに基づき、西区をモデルに（仮称）行政センター（西区役所庁舎内に設置する事業所（本庁出先）を含む。以下同じ。）における具体的なサービス提供体制について、以下のとおり検討した。

区再編の場合の組織体制シミュレーションの前提

- ① 今回の検討の前提として、旧浜松市の区域を含む中区、東区、西区及び南区の4区の再編を想定。
- ② 市議会（行財政改革・大都市制度調査特別委員会）にこれまで提示した組織の将来の姿をもとに作成。区役所→事業所、事業所→区役所を含めた新しい区の出先機関の再編の姿を想定。
- ③ 再編後に中核となる区役所は、中区に置くことを想定。

※市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料（H29. 7. 19 開催）より

◆現在の西区役所で実施している事務の（仮称）行政センターでの実施数・実施割合

西区役所 6課	現在の取扱事務数（A）				実施割合 （%） （B/A）% ※小数点以下 四捨五入
		うち（仮称）行政センターで実施する事務数（B）			
		全ての事務	事務の一部 （受付・交付のみなど）		
区振興課	85	50	4	46	59%
区民生活課	71	48	31	17	68%
まちづくり推進課	34	15	15	0	44%
社会福祉課	135	135	116	19	100%
長寿保険課	111	98	23	75	88%
健康づくり課	41	41	41	0	100%
合計	477	387	230	157	81%

◆（仮称）行政センターの主な取扱事務（例）

・再編後も（仮称）行政センターで引き続き提供する事務

分野	事務の名称
防災	自主防災隊資機材等整備費補助、自主防災組織に係る申請・届出（受取・送付）
戸籍・住基	住民基本台帳カード返納（廃止）届 電子証明書発行 税務証明書発行 戸籍証明書発行、出生・死亡等届 転入・転出・転居届（受付・交付） 印鑑登録証明書発行（受付・交付）
生活保護	生活保護相談 生活保護申請書
障害・高齢者福祉	障害・高齢者相談 重度心身障害者医療費助成申請書（相談・受付） 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 バス・タクシー券等交付申請書（受付・交付） ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業利用申請書
家庭児童相談	児童家庭相談 女性相談 教育相談
こども福祉	児童扶養手当認定請求書・現況届 母子家庭等医療費現況届 保育所関係 窓口・電話相談、保育所入所申込書
保険年金	介護保険、国民健康保険、国民年金に係る各種申請等（相談・受付等）
健康増進	健康・栄養・歯科相談、健康教育 乳幼児健診、家庭訪問

※**太字**は現在の第1種協働センターでは実施していない事務で、再編後に（仮称）行政センターの取扱事務に追加するもの。

◆現在、区役所で実施していて、再編後、（仮称）行政センターで実施しなくなる事務（例）

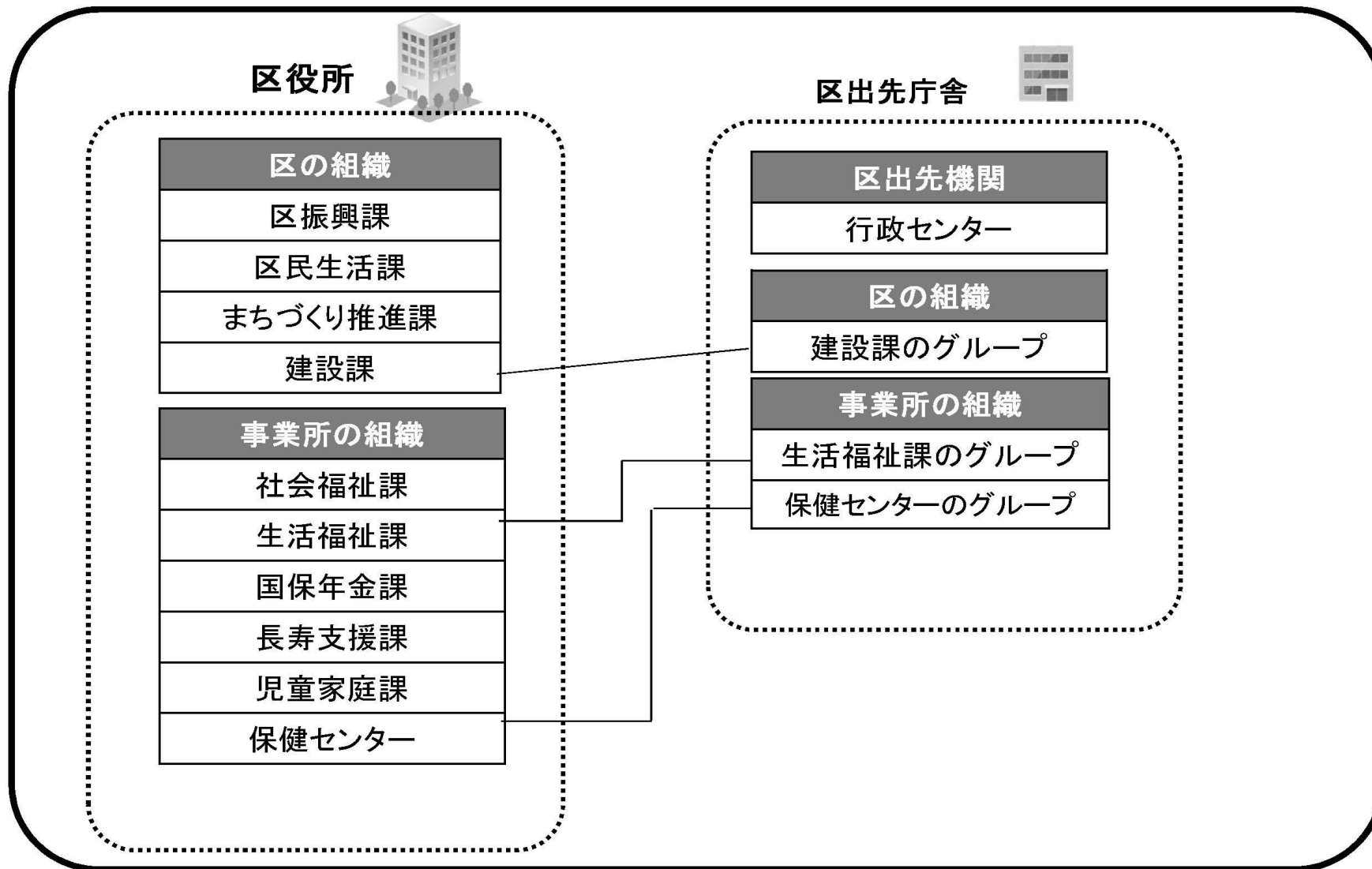
- ・区役所内での管理監督的事務や施設の維持・管理事務
- ・委託や補助事業等の整理、統合を行うことでスケールメリットが生じるもの
- ・戸籍、住民基本台帳に係る事務等一部の管理事務等について、著しく取扱件数が少ない等により、集中処理による省力化が図られるもの

分野	事務の名称
市民生活	区役所で所管する財産の管理事務（財産借受申込等） 行政連絡業務委託関連事務 地域力向上事業補助金交付関連事務
窓口	認知届 分籍届 外国国籍喪失届
保険年金	転入等による介護保険資格取得、国民健康保険加入届（住民基本台帳と連動する内部処理）

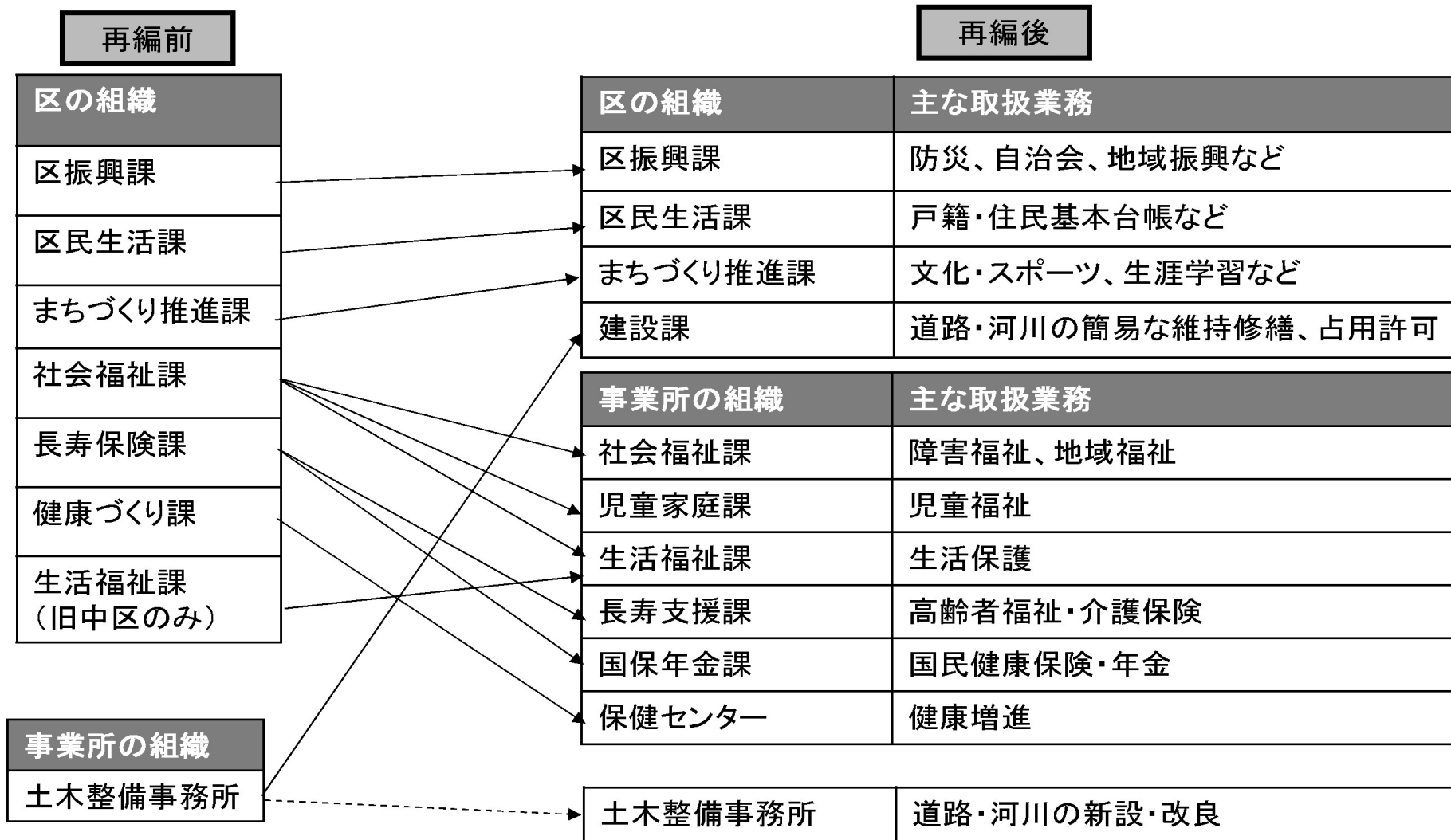


今後、事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性に配慮した実施方法（例：タブレット等 ICT の活用）も適宜検討する。

組織（再編後のイメージ）



組織の再編イメージ(詳細)



○保健福祉分野における組織の変遷

※＜ ＞は本庁組織を表す

年月	分野	浜松	雄踏	舞阪	細江	引佐	三ヶ日	浜北	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山		
H17.7	生活福祉 障害者福祉 児童福祉	《浜松福祉事務所》 ＜生活福祉課・障害福祉課・児童家庭課・保育課＞						《浜北福祉事務所》 社会福祉課	《天竜福祉事務所》 社会福祉課						
	介護保険 高齢者福祉	＜介護保険課＞	＜高齢者福祉課＞		雄踏総合事務所 健康福祉課	舞阪総合事務所 健康福祉課	細江総合事務所 健康福祉課	引佐総合事務所 健康福祉課	三ヶ日総合事務所 健康福祉課	長寿社会課	長寿支援課	春野総合事務所 健康福祉課	佐久間総合事務所 健康福祉課	水窪総合事務所 健康福祉課	龍山総合事務所 健康福祉課
	生活衛生 食品衛生	＜保健課・生活衛生課＞						生活衛生課	環境衛生課						
	健康増進 保健予防	＜健康増進課・保健予防課＞						健康増進課	健康増進課						
		《保健所》						《保健所浜北支所》	《保健所天竜支所》						

政令指定都市移行による組織改正

※「舞阪C」は「舞阪地域自治センター」の略。他も同じ。

	中区	東区	南区	西区	北区	浜北区	天竜区
H19.4	生活保護 障害者福祉 児童福祉	《中区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課	《東区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課	《南区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課	《西区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課	《北区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課	《天竜区福祉事務所》 区民福祉部 社会福祉課
	介護保険 高齢者福祉	区民福祉部 長寿支援課	区民福祉部 長寿保険課	区民福祉部 長寿保険課	舞阪C・ 地域福祉課	引佐C・ 地域福祉課 三ヶ日C・ 地域福祉課	春野C・ 地域福祉課 佐久間C・ 地域福祉課 水窪C・ 地域福祉課 龍山C・ 地域福祉課
	国民健康保険 年金	区民福祉部 保険年金課	区民福祉部 長寿保険課	区民福祉部 長寿保険課	区民福祉部 長寿保険課	区民福祉部 長寿保険課	区民福祉部 長寿保険課
	健康増進 保健予防	＜保健予防課＞			区民福祉部 健康増進課	区民福祉部 健康増進課 引佐健康C 三ヶ日健康C	区民福祉部 健康増進課
生活衛生 食品衛生	＜生活衛生課＞			区民福祉部 保健衛生課	区民福祉部 保健衛生課	区民福祉部 保健衛生課	区民福祉部 保健衛生課
	《保健所》			《西区保健所支所》	《北区保健所支所》	《浜北区保健所支所》	《天竜区保健所支所》

・市民に身近な健康づくり業務は区役所で実施するため、中区以外に「健康づくり課」を設置（中区は平成22年4月に設置）
・職員の集約により専門性を高めるため、保健所及び各支所の5つの組織を保健所と保健所浜北支所に再編

	中区	東区	南区	西区	北区	浜北区	天竜区
H21.4	生活保護 障害者福祉 児童福祉	《中区福祉事務所》 社会福祉課	《東区福祉事務所》 社会福祉課	《南区福祉事務所》 社会福祉課	《西区福祉事務所》 社会福祉課	《北区福祉事務所》 社会福祉課	《天竜区福祉事務所》 社会福祉課
	介護保険 高齢者福祉	こども家庭課	社会福祉課	社会福祉課	舞阪C・ 地域生活課	引佐C・ 地域生活課 三ヶ日C・ 地域生活課	春野C・ 地域生活課 佐久間C・ 地域生活課 水窪C・ 地域生活課 龍山C・ 地域生活課
	国民健康保険 年金	長寿支援課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課
	健康増進	＜健康増進課＞	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課 引佐健康C 三ヶ日健康C	健康づくり課
保健予防 生活衛生 食品衛生	＜保健予防課＞			＜保健所浜北支所＞			
	＜生活衛生課＞			＜保健所浜北支所＞			
	《保健所》			＜保健所浜北支所＞			

・平成22年～平成27年にかけて中区の福祉組織を見直した結果、現在は、生活保護世帯の増加による業務量集中緩和のため、中区のみ「生活福祉課」を設置
・平成24年度に「地域自治センター」を「協働センター」に再編

	中区	東区	南区	西区	北区	浜北区	天竜区
H29.4	生活保護 障害者福祉 児童福祉	《中区福祉事務所》 生活福祉課	《東区福祉事務所》 社会福祉課	《南区福祉事務所》 社会福祉課	《西区福祉事務所》 社会福祉課	《北区福祉事務所》 社会福祉課	《天竜区福祉事務所》 社会福祉課
	介護保険 高齢者福祉	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	舞阪協働センター	引佐協働センター 三ヶ日協働センター	春野協働センター 佐久間協働センター 水窪協働センター 龍山協働センター
	国民健康保険 年金	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課	長寿保険課
	健康増進	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課 引佐健康C	健康づくり課
保健予防 生活衛生 食品衛生	＜生活衛生課＞			＜保健所浜北支所＞			
	《保健所》			＜保健所浜北支所＞			

新たな行政サービス提供体制（案）に係る関係部局の考え方

〈土木部〉

1 現状・課題

- ・本庁は道路企画課、道路保全課、河川課の3課
- ・土木整備事務所は地域特性を概ね考慮し、南土木整備事務所（中区・西区・南区を所管）、北土木整備事務所（北区を所管）、東・浜北土木整備事務所（東区・浜北区を所管）、天竜土木整備事務所（天竜区を所管）の4事務所を配置
- ・東・浜北土木整備事務所は浜北区役所に併設
- ・土木整備事務所の出先機関は地域特性を概ね考慮し、区役所庁舎、区出先庁舎に併設
- ・地域要望等への迅速な対応と住民サービス向上のため区役所との連携強化が必要

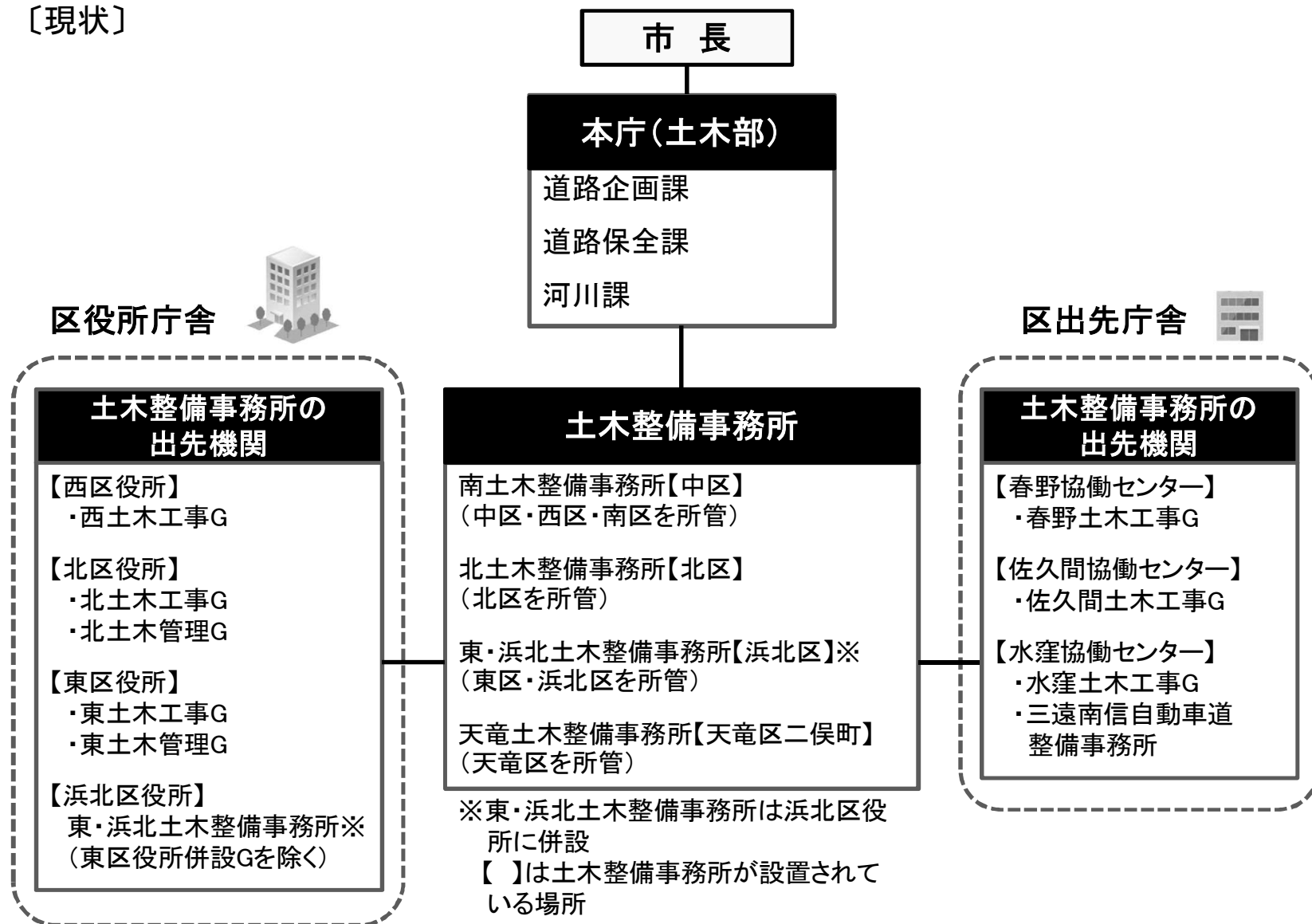
- ・本庁で行っている企画・調整、政策立案について、高度化・多様化する施策への迅速・的確な対応のためさらに充実が必要
- ・土木整備事務所の業務は工事・用地・管理・防災と多岐にわたっている
- ・管理業務のうち許認可業務（開発行為許可、道路・河川占用許可、砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、特殊車両通行許可）は、各種法令や運用に関する専門的知識、経験が必要
- ・許認可業務における各土木整備事務所の判断にばらつきが見られると事業者からの指摘がある
- ・管理瑕疵対応における各土木整備事務所の判断に差が生じる場合がある

2 今後の体制（案）

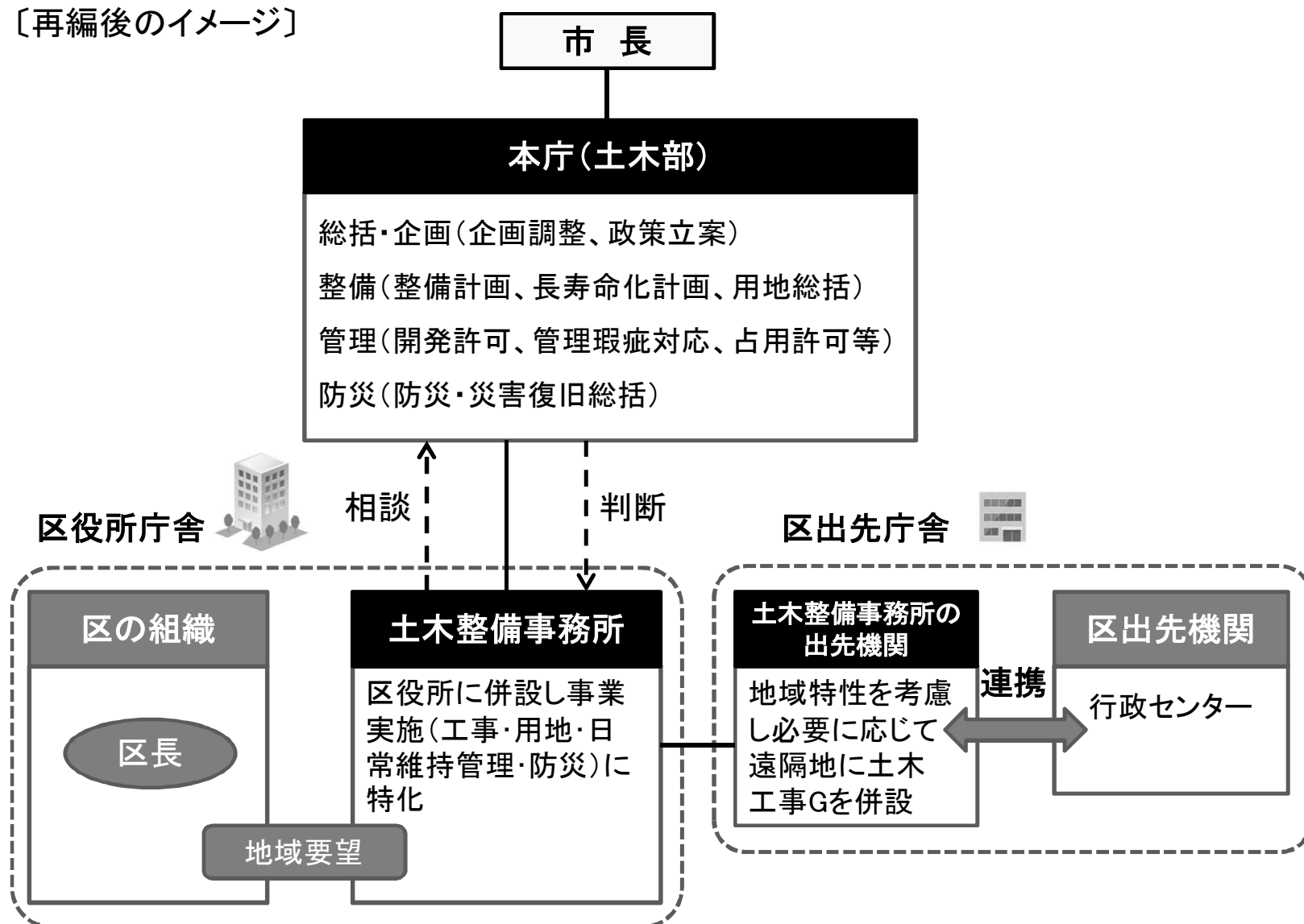
- ・土木整備事務所は地域要望に対して緊密な連絡体制を構築するため区役所庁舎に併設し、土木整備事務所の出先機関（土木工事グループ）は地域特性を考慮したうえで必要に応じて遠隔地の行政センターに併設し地域との緊密な連絡体制を構築する

- ・本庁の企画・政策立案機能を強化するため施設別組織から分野別組織へ移行
- ・許認可・管理瑕疵対応業務を本庁へ一元化し統一的判断を行う
- ・土木整備事務所を事業実施（工事、用地、日常維持管理、防災）に特化した組織に再編することによって、より迅速で的確な対応とサービス水準向上が可能となる体制とし機能強化を図る
- ・土木整備事務所の出先機関は事業実施（工事・日常維持管理・防災）に特化し迅速な対応を図る

〔現状〕



〔再編後のイメージ〕



区割り案ごとの区別将来推計人口

出典：平成27年国勢調査、浜松市の将来推計人口（平成25年3月推計）

現行区	(人)						
	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)	2045 (H57)
中区	237,443	227,410	219,656	210,842	201,021	190,279	179,141
東区	128,555	127,849	126,930	125,381	123,201	120,154	116,738
西区	111,353	119,507	121,145	122,396	123,477	123,816	123,792
南区	100,870	99,336	96,666	93,499	89,917	85,793	81,526
北区	93,567	92,412	90,442	88,015	84,933	80,845	76,322
浜北区	95,900	94,449	94,657	94,341	93,843	92,923	91,827
天竜区	30,292	26,821	23,567	20,571	17,785	15,099	12,619
総計	797,980	787,784	773,063	755,045	734,177	708,909	681,965

案①	(人)						
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
中区＋東区＋西区＋南区	578,221	574,102	564,397	552,118	537,616	520,042	501,197
北区＋浜北区＋天竜区	219,759	213,682	208,666	202,927	196,561	188,867	180,768

案②	(人)						
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
中区＋東区＋西区＋南区＋北区	671,788	666,514	654,839	640,133	622,549	600,887	577,519
浜北区＋天竜区	126,192	121,270	118,224	114,912	111,628	108,022	104,446

案③	(人)						
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
中区＋東区＋西区＋南区	578,221	574,102	564,397	552,118	537,616	520,042	501,197
北区＋浜北区	189,467	186,861	185,099	182,356	178,776	173,768	168,149
天竜区	30,292	26,821	23,567	20,571	17,785	15,099	12,619

※全域を一括して推計した全市の推計値と、行政区別データを一部採用して推計した各行政区の推計の総和は、用いたデータの違いにより必然的に一致しないが、推計値間の調整は行っていない。

区再編に係る削減効果額

【年間削減効果額】

(千円)

【参考】

	人件費	庁舎 維持管理費	事務経費	計	削減職員数 (人)	売却費 (千円)
案①	924,300	52,917	24,482	1,001,699	117	446,984
案②	924,300	52,917	24,482	1,001,699	117	446,984
案③	726,800	52,917	24,482	804,199	92	446,984

内容

- ・ 職員一人当たりの人件費は790万円。
- ・ 庁舎維持管理費、事務経費、売却費については、東区役所と南区役所庁舎を仮に想定して算出。
- ・ 事務経費については、区協議会の運営事務、公用車の管理事務等から算出。
- ・ 売却費は土地の売却費から解体工事費を差し引いた金額。

各協働センターに正規職員を増員配置した場合

【年間削減効果額】

(千円)

【参考】

	人件費	庁舎 維持管理費	事務経費	計	削減職員数 (人)	売却費 (千円)
案①	777,300	52,917	24,482	854,699	82	446,984
案②	777,300	52,917	24,482	854,699	82	446,984
案③	579,800	52,917	24,482	657,199	57	446,984

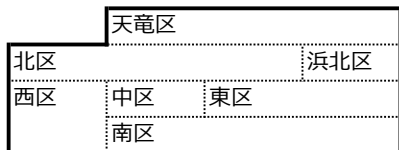
※内容欄は上記と同じ。

ただし、正規職員を35人増員する分、再任用職員を35人減員するため、その差額を人件費の削減効果額として算出。再任用職員の一人名当たりの人件費は370万円で計算。

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

7区編成

7区



【人口】※H27国勢調査

中区	237,443
東区	128,555
西区	111,353
南区	100,870
北区	93,567
浜北区	95,900
天竜区	30,292



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織	
区振興課、区民生活課、まちづくり推進課 社会福祉課、長寿保険課、健康づくり課、生活福祉課（中区のみ）	

事業所の組織	
土木整備事務所	
※区内にある土木整備事務所は区役所庁舎内にあるものとみなす	

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計(a)
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	261	108	112	91	129	141	127	969
福祉関係	110	43	38	43	38	36	28	336
健康づくり関係	29	18	22	16	14	20	16	135
土木整備事務所	54	9	9		30	34	35	171

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■ 第1種協働センターの組織・職員数（旧市町村）

第1種協働センター庁舎

区出先機関	
第1種協働センター	

事業所の組織	
土木（土木整備事務所のグループ）	

	舞阪	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	合計(b)
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	5	24	11	23	22	26	11	122
健康づくり課の出先グループ		14		2	2	2		20
土木グループ				3	3	9		15

※旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。

※第1種センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種+介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

■ 土木整備事務所の組織・職員数

	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区	合計
組織名称	南			北	東・浜北		天竜	
設置場所	○			○		○	○	
職員総数	63			30	43		50	186

■ 区役所・第1種協働センター職員数合計

合計(a+b)	
職員総数	1,091
福祉関係	336
健康づくり関係	155
土木整備事務所	186

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

2区編成

案①

【考え方の方向性】

都市機能

➢ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部



【人口】※H27国勢調査

- 天竜区 + 北区 + 浜北区：219,759人
- 中区 + 東区 + 西区 + 南区：578,221人



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計(a)
設置場所	○						○	
職員総数	450						244	694
福祉事業所	202						64	266
保健センター	58						22	80
土木整備事務所	59						62	121

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■（仮称）行政センターの組織・職員数（旧市町村）

（仮称）行政センター庁舎

区出先機関
(仮称)行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山	合計(b)
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	35	24	23	27	11	249
福祉事業所の出先組織	16	16			10					42
保健センターの出先組織	19	10	14		10	2	2	2		59
土木整備事務所の出先組織	6	4			6	4	4	10		34

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とすると仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※（仮称）行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種＋介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

■ 現行の職員数との比較

	合計(a+b)	現行との差 (c)	(c) のうち本庁移管分	職員削減数
職員総数	943	△ 148	31	△ 117
福祉事業所	308	△ 28		
保健センター	139	△ 16		
土木整備事務所	155	△ 31		

■ 区協議会の委員数

【考え方】

・現行の区協議会の委員数は中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。

・合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	30	12
浜北区		8
北区		10
南区	30	7
西区		9
東区		7
中区		7

■ 必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	41,764
システム改修	456,127
施設移転	44,900
広報	5,577
ICTの活用	15,519
合計	563,887

※項目の内訳

庁舎等整備:建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修:区の名称変更等に伴うシステム改修

施設移転:区役所や協働センターの引っ越し費用

広報:区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

ICTの活用:サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

2区編成

案②

【考え方の方向性】

都市機能

➢旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部



【人口】※H27国勢調査

●天竜区+浜北区：126,192人

●中区+東区+西区+南区+北区：671,788人



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計(a)
設置場所	○					○		
職員総数	510					184		694
福祉事業所	219					47		266
保健センター	59					21		80
土木整備事務所	82					39		121

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■ 現行の職員数との比較

	合計(a+b)	現行との差(c)	(c)のうち本庁移管分	職員削減数
職員総数	943	△ 148	31	△ 117
福祉事業所	308	△ 28		
保健センター	139	△ 16		
土木整備事務所	155	△ 31		

■（仮称）行政センターの組織・職員数（旧市町村）

（仮称）行政センター庁舎

区出先機関
(仮称)行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山	合計(b)
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	35	24	23	27	11	249
福祉事業所の出先組織	16	16			10					42
保健センターの出先組織	19	10	14		10	2	2	2		59
土木整備事務所の出先組織	6	4			6	4	4	10		34

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とすると仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※（仮称）行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種+介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

■ 区協議会の委員数

【考え方】

・現行の区協議会の委員数は中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。

・合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	25	15
浜北区		10
北区	30	8
南区		5
西区		7
東区		5
中区		5

■ 必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	41,764
システム改修	456,127
施設移転	44,900
広報	5,577
ICTの活用	15,519
合計	563,887

※項目の内訳

庁舎等整備:建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修:区の名義変更に伴うシステム改修

施設移転:区役所や協働センターの引っ越し費用

広報:区の名義変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

ICTの活用:サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

3区編成

案③

【考え方の方向性】

都市機能、地理的特性

- > 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域
- > 産業と自然環境に恵まれた内陸地域
- > 豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区



【人口】※H27国勢調査

- 天竜区：30,292人
- 北区+浜北区：189,467人
- 中区+東区+西区+南区：578,221人



■ 区役所の組織・職員数

区役所庁舎

区の組織
区振興課（防災、要望受付、コミュニティ支援、統計調査、財産管理等）
区民生活課（戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務）
まちづくり推進課（地域振興、スポーツ振興、生涯学習等）

事業所の組織
福祉事業所（地域福祉、障害福祉、生活保護、児童福祉、保育、高齢者福祉、介護保険、国保、年金）
保健センター（健康増進）
土木整備事務所（土木）

※保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健福祉センターに職員を配置する。

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計(a)
設置場所	○					○	○	
職員総数	450					186	118	754
福祉事業所	202					52	26	280
保健センター	58					20	17	95
土木整備事務所	59					41	27	127

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターの職員は除く。

■（仮称）行政センターの組織・職員数（旧市町村）

（仮称）行政センター庁舎

区出先機関
（仮称）行政センター

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※保健センターについては、行政センター又は近隣の保健福祉センターに職員を配置する。

	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	合計(b)
設置場所	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員総数	52	42	24	11	24	23	27	11	214
福祉事業所の出先組織	16	16							32
保健センターの出先組織	19	10	14		2	2	2		49
土木整備事務所の出先組織	6	4			4	4	10		28

※旧舞阪町役場及び再編後区役所とする仮定した施設を除く。（旧雄踏町の施設は現在の西区役所とみなす。）

※（仮称）行政センターの基本的な取扱業務：地域づくり、生涯学習、窓口サービス（103種+介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等）、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

※ふれあいセンターの職員は除く。

■ 現行の職員数との比較

	合計(a+b)	現行との差(c)	(c)のうち本庁移管分	職員削減数
職員総数	968	△ 123	31	△ 92
福祉事業所	312	△ 24		
保健センター	144	△ 11		
土木整備事務所	155	△ 31		

■ 区協議会の委員数

【考え方】

- ・ 現行の区協議会の委員数は中・東・南・浜北区が20人、西・北・天竜区が25人。
- ・ 合区を伴わない区は現行の委員数を維持。
- ・ 合区によって再編された区は上限数30人に設定。部会は旧行政区の人口や地理的特性に配慮して設定。

	区協議会	部会
天竜区	25	非設置
浜北区	25	10
北区		15
南区	30	7
西区		9
東区		7
中区		7

■ 必要経費

項目	金額（千円）
庁舎等整備	35,264
システム改修	456,127
施設移転	35,400
広報	5,577
ICTの活用	16,506
合計	548,874

※項目の内訳

庁舎等整備：建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え

システム改修：区の名称変更等に伴うシステム改修

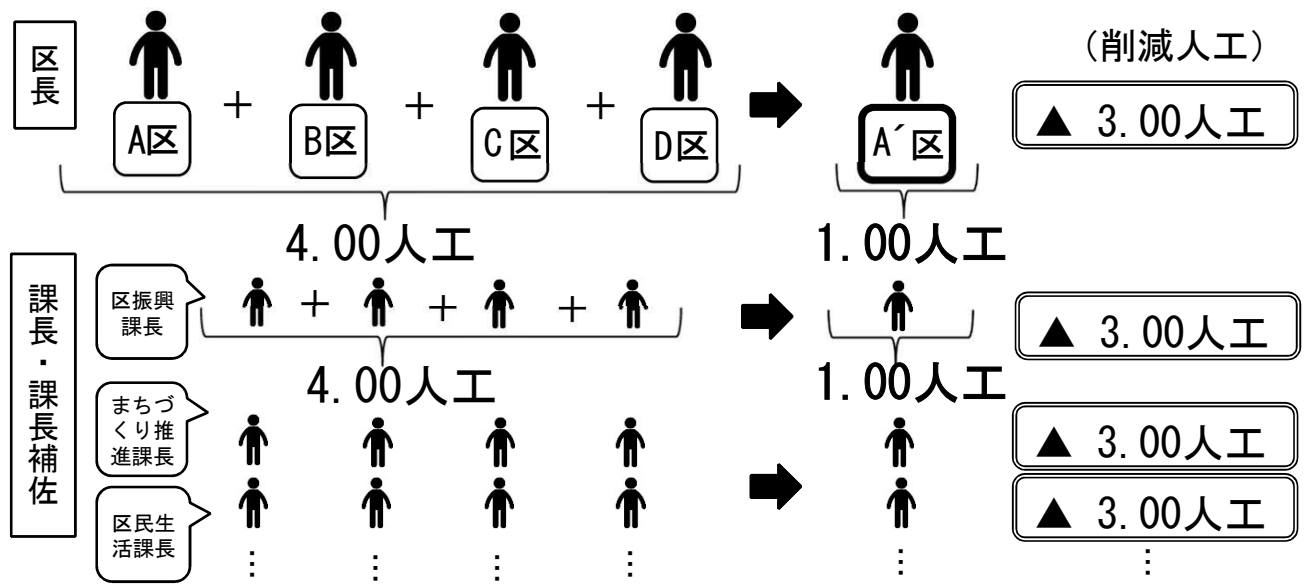
施設移転：区役所や協働センターの引っ越し費用

広報：区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行

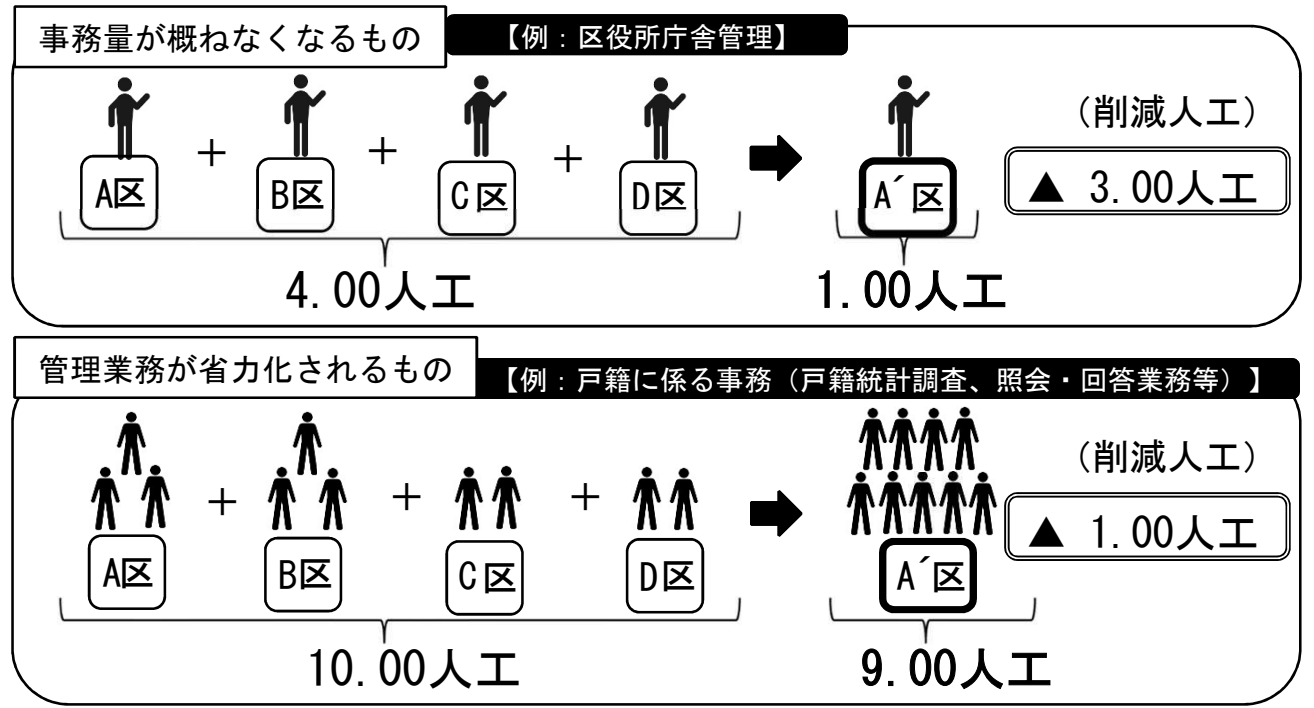
ICTの活用：サービス向上のため区役所と協働センターにタブレットやテレビ会議システムを設置

合区による職員数算定のイメージ

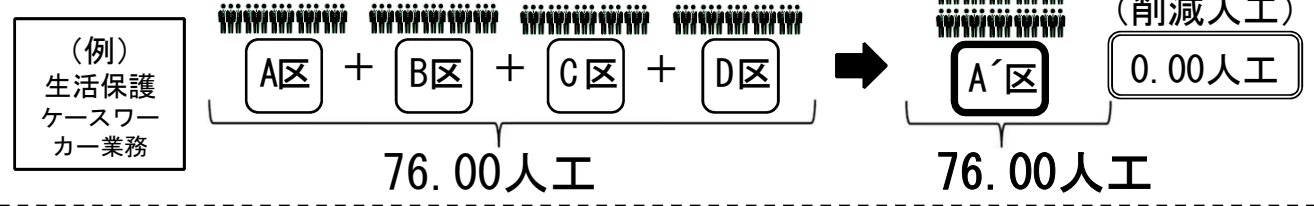
1 管理職の減による効果



2 集約化の減による効果



3 集約化されても事務がそのまま残るもの

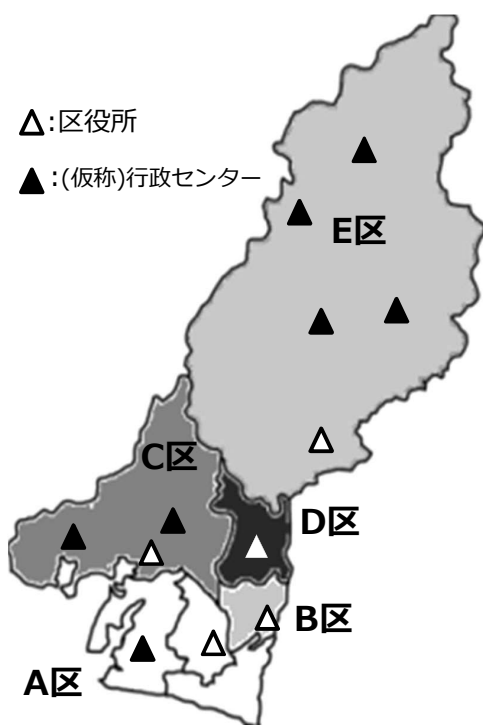


○削減率の考え方

区分	削減率	考え方
A	0%	<p>組織が統合されてもそのまま事務量が残るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の区だけで行っている固有の事務で、合区してもそのままの事務量が残るもの ② 協働センター等出先機関に配置されている職員 ③ 生活保護業務ケースワーカーなど、個々の職員が対象と1対1で事務処理を行うものであるため、組織が統合されても事務量が全く変わらないもの
B	10%	<p>管理事務等は省力化できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍・住民基本台帳に係る事務など組織が統合されても事務量は変わらないが、一部の管理事務等について省力化が図られるもの ② 個別の文化施設・観光施設などの維持・管理業務
C	50%	<p>スケールメリットが生じるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処理件数が増えても集中処理・電算処理等でスケールメリットを活かし事務量の増を抑えられと判断できるもの ② 支払いの単位や契約の件数などを集約でき事務処理件数自体を削減できるもの ③ 委託や補助事業の整理・統合を行うことで省力化が図られると考えられるもの
Z	100%	<p>事務量が概ねなくなるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区長、副区長など区役所内での管理監督的業務や連絡調整・庶務的業務 ② 区の単位で取り組む区の総合計画など ③ 区選挙管理委員会など区がなくなれば連動してなくなるもの ④ 本庁や関係機関への取次ぎのみを行うもの

4 区再編案

（行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案）



△：区役所

▲：(仮称)行政センター

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。
※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 合併から培ってきた地域特色を最大限残し、最大区の人口とその他の区の合計人口がかけ離れないことにより、多様な考え方を反映させて、各区の地域特性を伸ばす。

- 人口・面積（H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調）

A区	中区+西区+南区	449,666人	206km ²
B区	東区	128,555人	46km ²
C区	北区	93,567人	296km ²
D区	浜北区	95,900人	67km ²
E区	天竜区	30,292人	944km ²

- 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区	B区	C区	D区	E区	(仮称)行政センター	合計
361	121	126	125	118	172	1,023

- 必要経費（庁舎等整備、システム改修等）
約5億2千万円

- 年間削減効果額 約3億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

17

※区再編に関する行財政改革・大都市制度調査特別委員会での意見

- 将来、人口や税収が減っていくことは確実。将来を見据え、今、何をやらなければいけないかという視点に立ち、今のうちに区の再編をすべき。

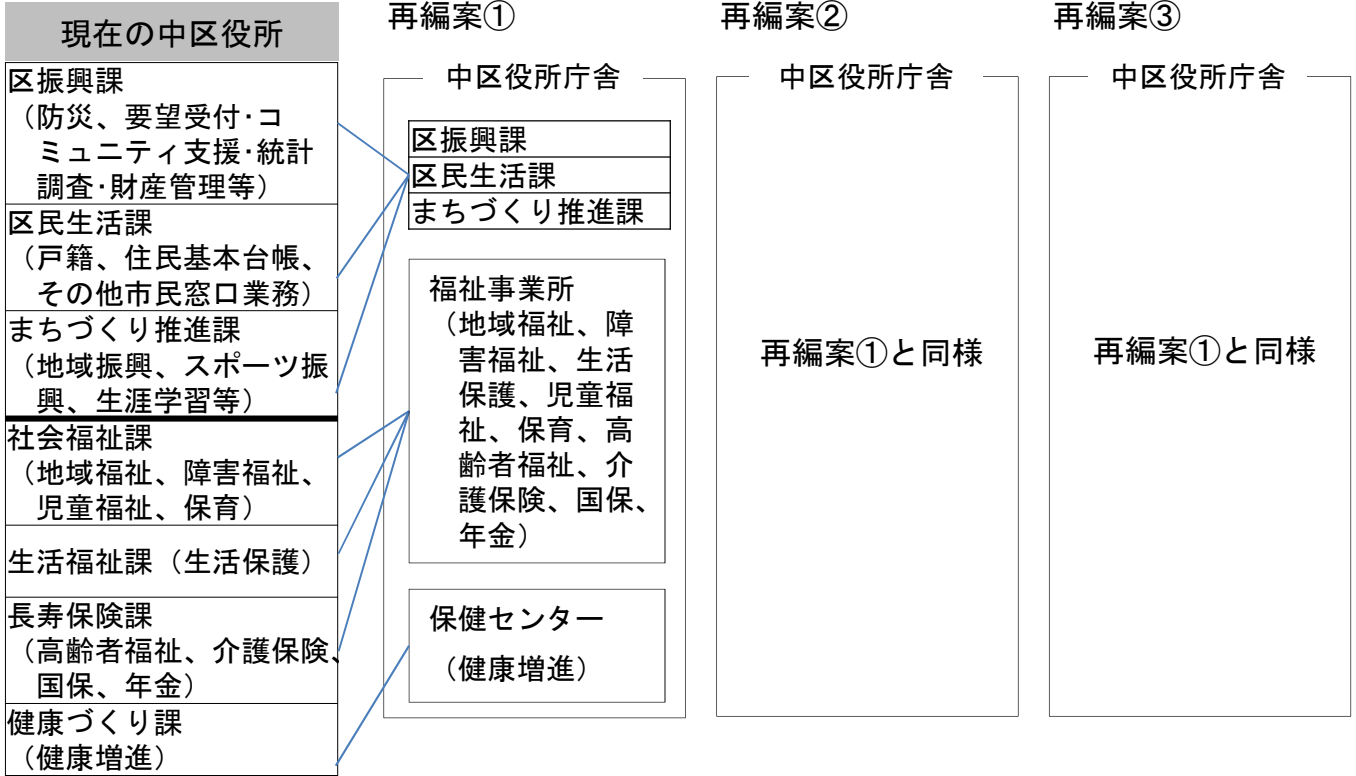
- 人口が60万人程度になった場合など、いずれは区を再編するようなことも必要だが、それは今ではない。したがって、当面7区を維持しつつ、時期が来たと判断できた場合に区の再編をすべき。

18

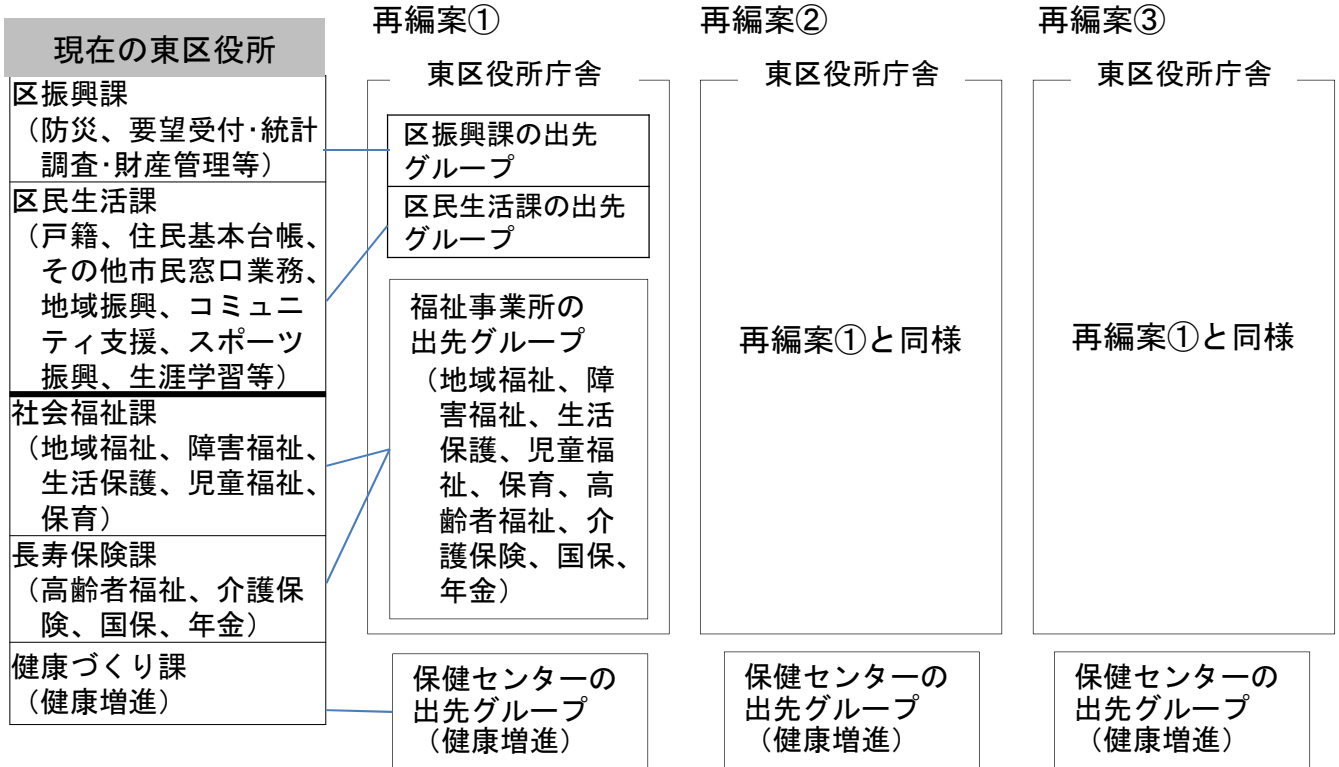
再編案ごとの各区における区役所・行政センターのイメージ

※区役所、行政センターの設置場所は試算のため仮に設定するもの。

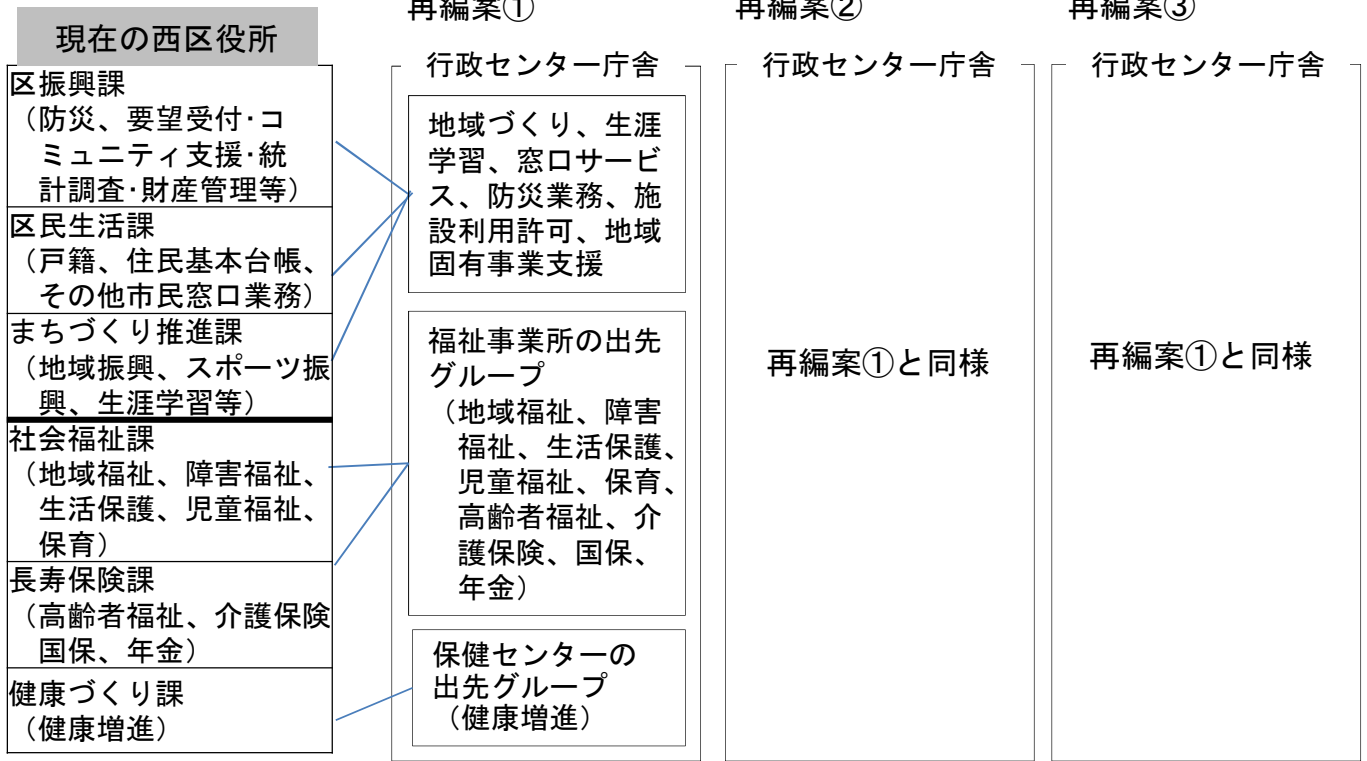
中区



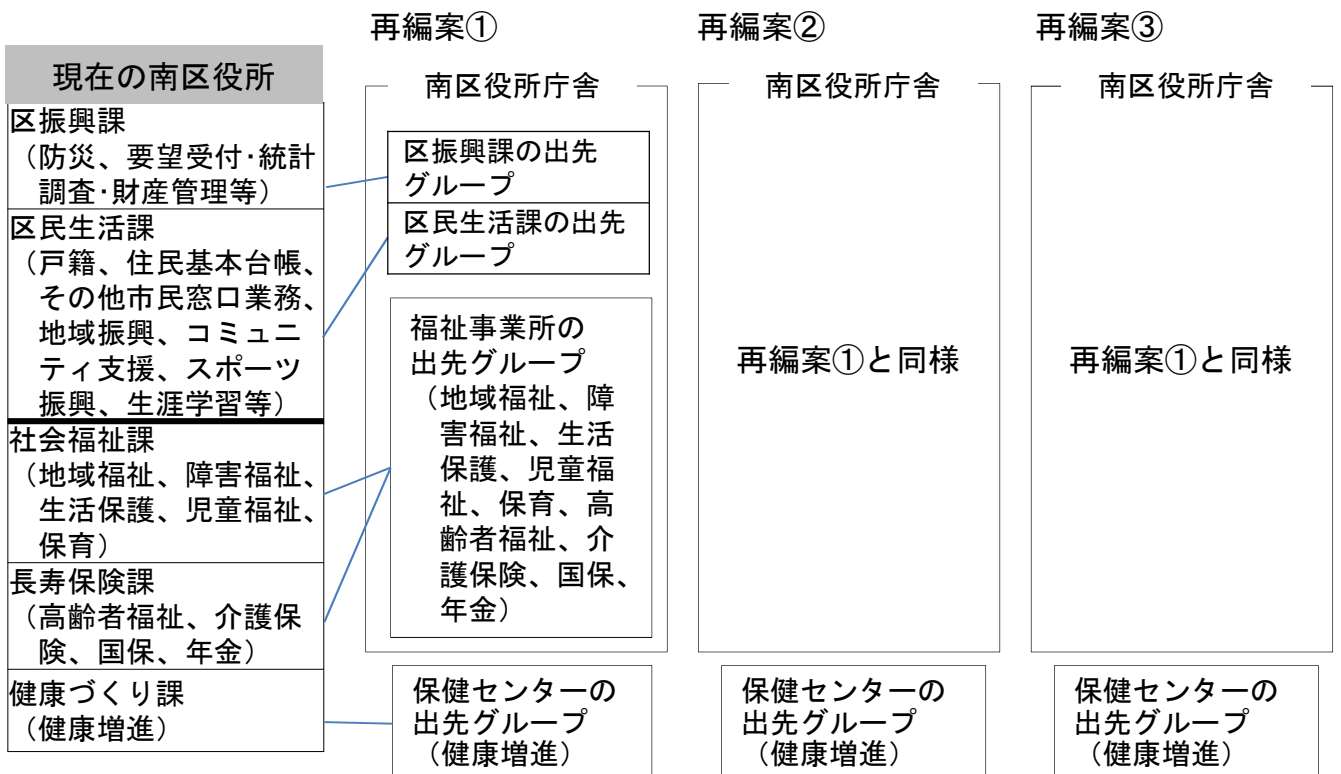
東区



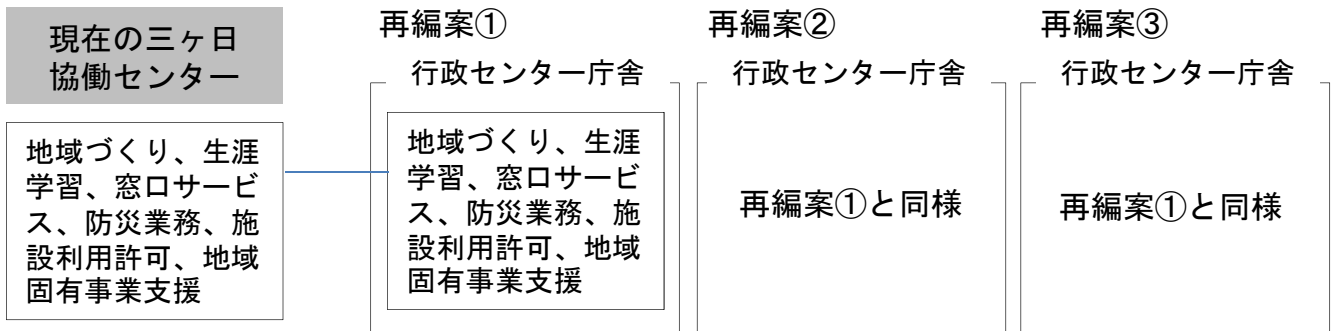
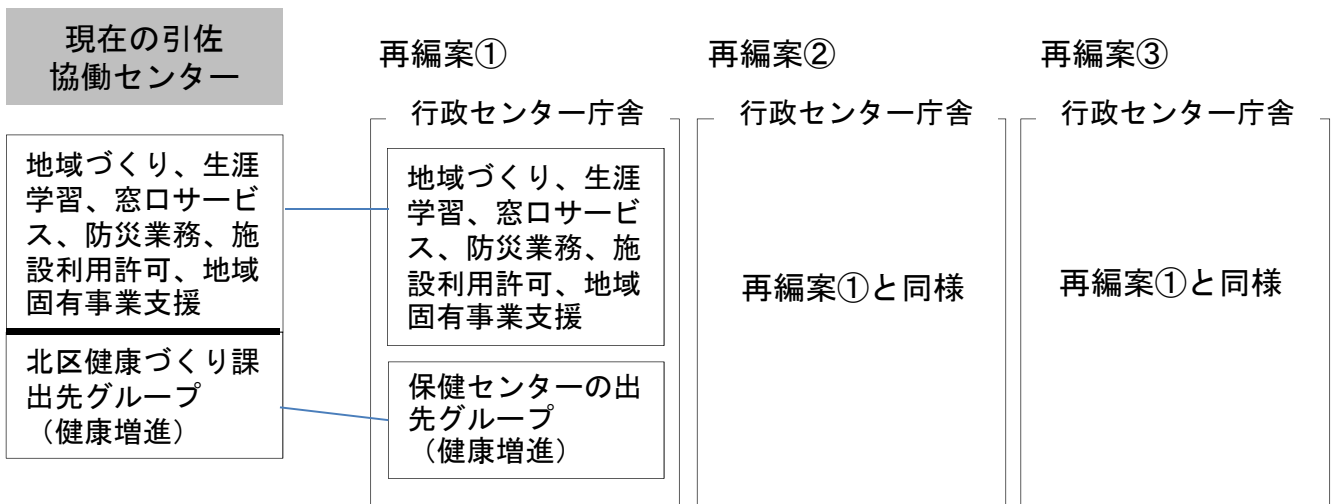
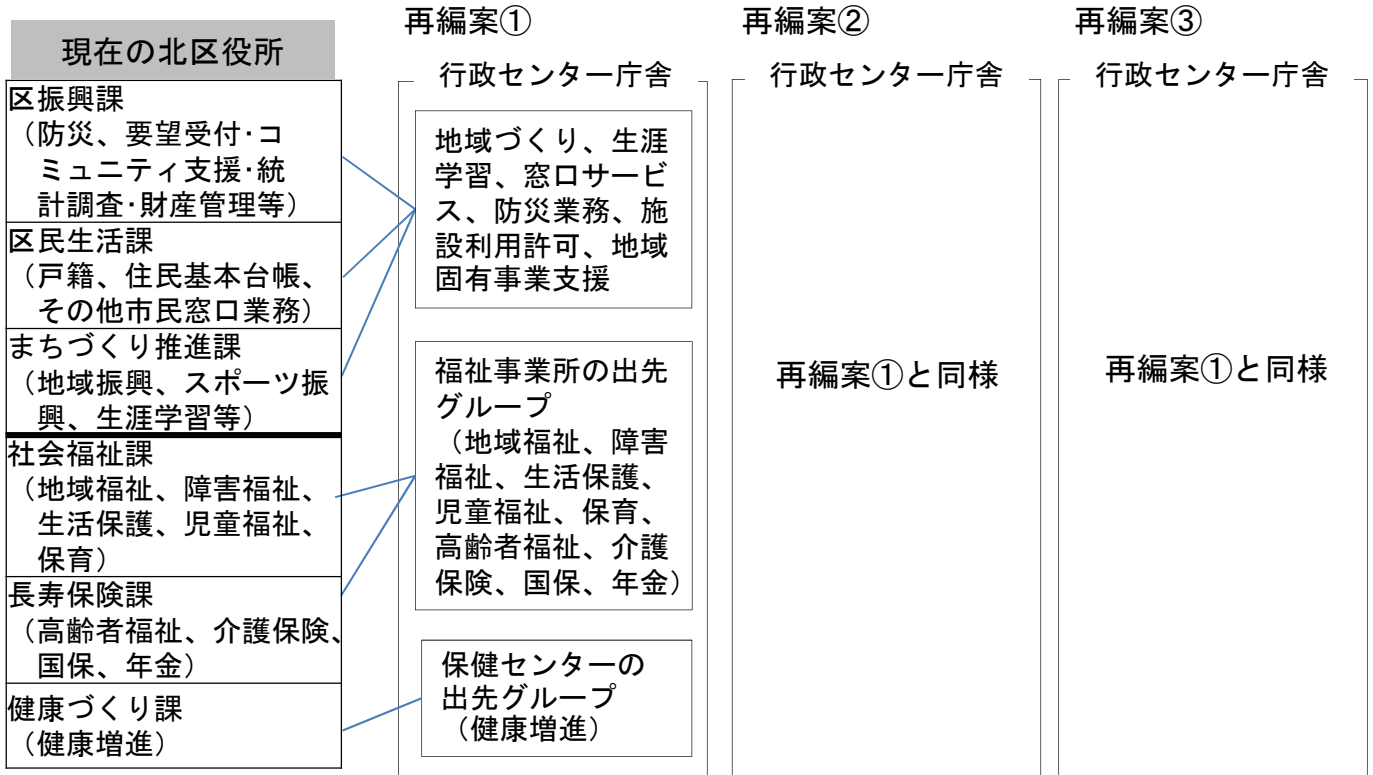
西区



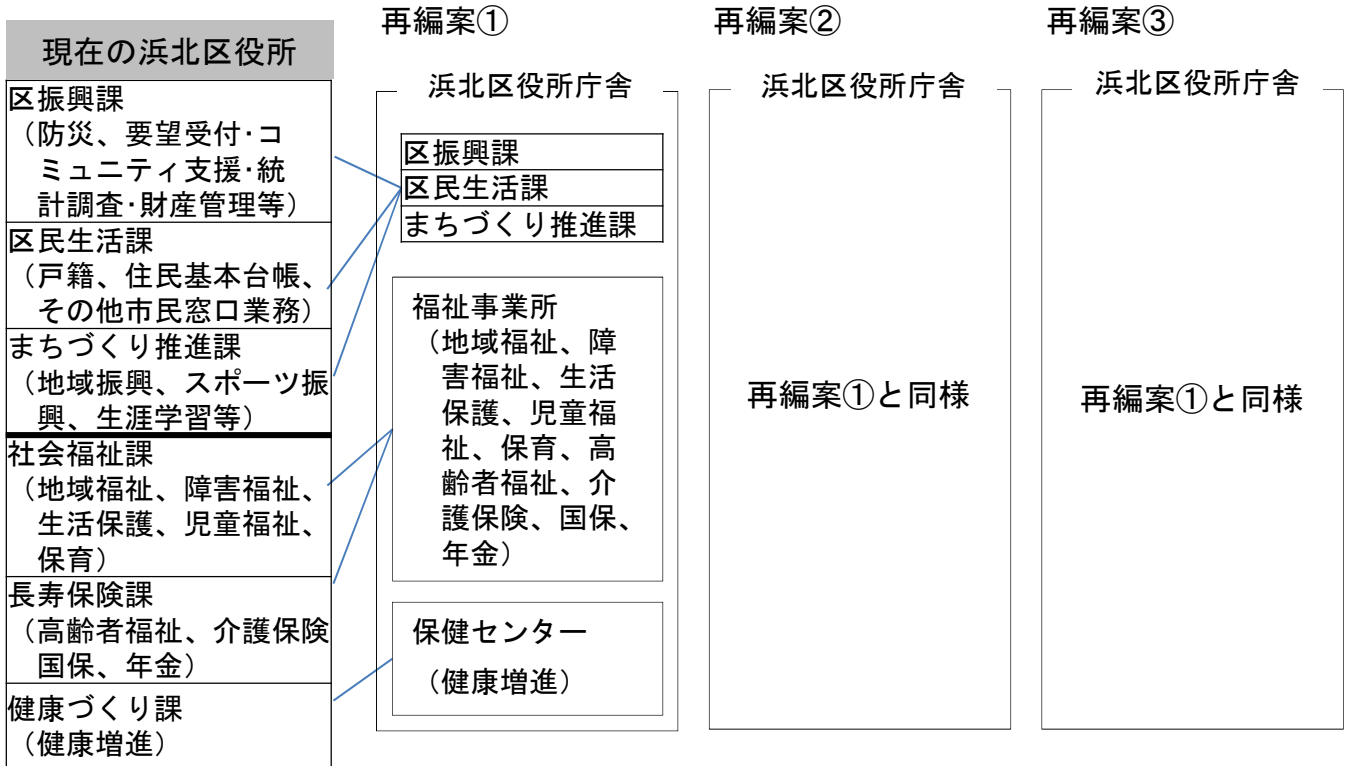
南区



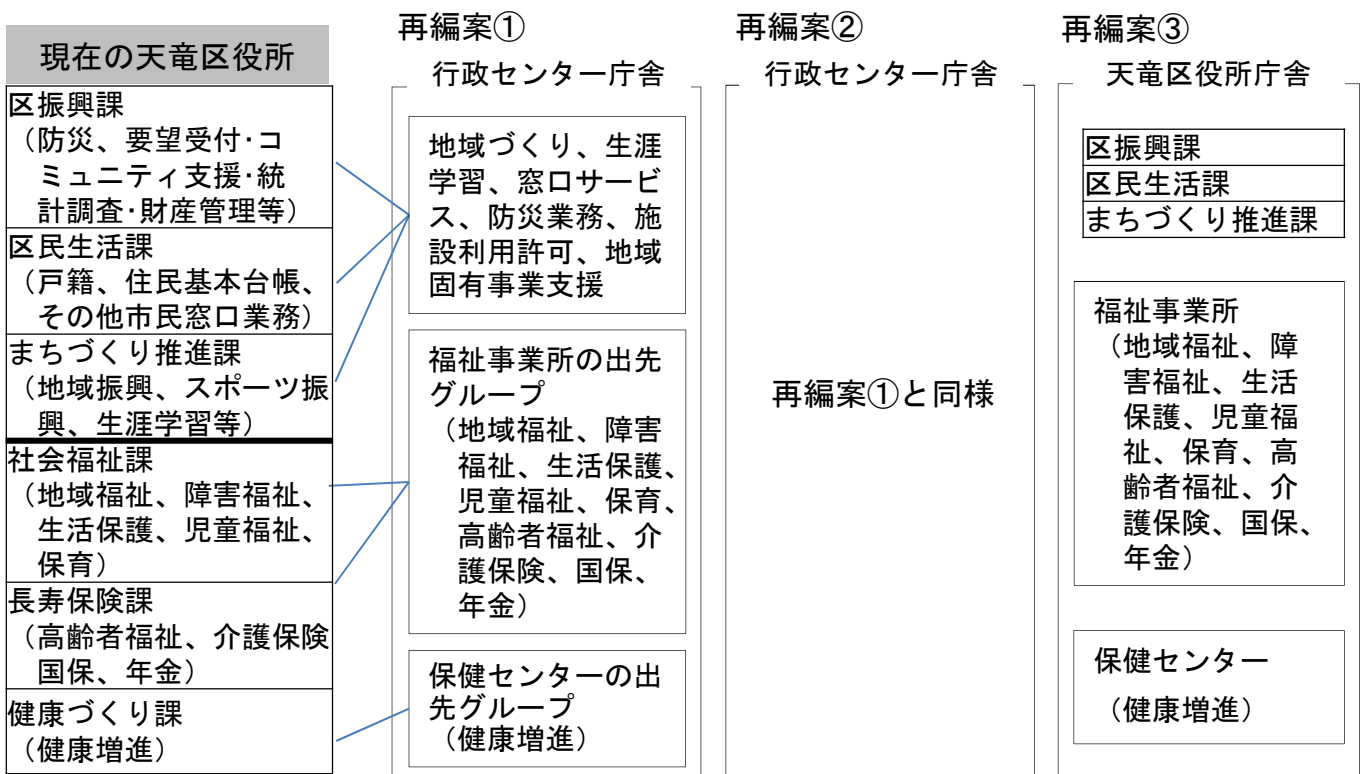
北区



浜北区



天竜区



現在の春野
協働センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

天竜区健康づくり課出先グループ
(健康増進)

再編案①

行政センター庁舎

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センターの出先グループ
(健康増進)

再編案②

行政センター庁舎

再編案①と同様

再編案③

行政センター庁舎

再編案①と同様

現在の佐久間
協働センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

天竜区健康づくり課出先グループ
(健康増進)

再編案①

行政センター庁舎

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センターの出先グループ
(健康増進)

再編案②

行政センター庁舎

再編案①と同様

再編案③

行政センター庁舎

再編案①と同様

現在の水窪
協働センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

天竜区健康づくり課出先グループ
(健康増進)

再編案①

行政センター庁舎

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センターの出先グループ
(健康増進)

再編案②

行政センター庁舎

再編案①と同様

再編案③

行政センター庁舎

再編案①と同様

現在の龍山
協働センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

再編案①

行政センター庁舎

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

再編案②

行政センター庁舎

再編案①と同様

再編案③

行政センター庁舎

再編案①と同様

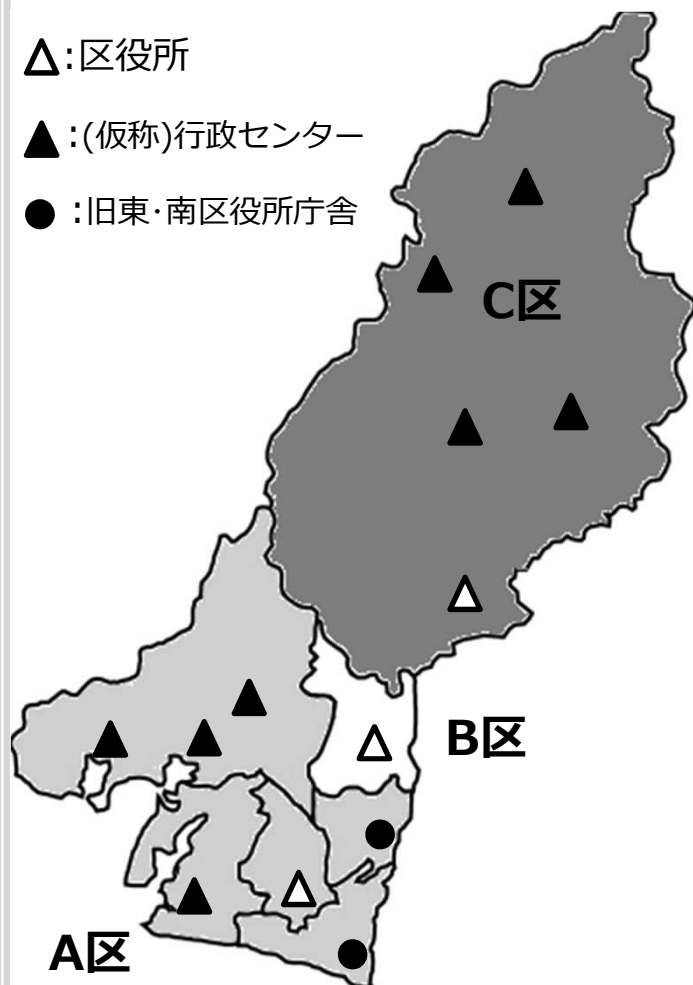
区再編案

案④

△:区役所

▲:(仮称)行政センター

●:旧東・南区役所庁舎



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区+北区	671,788人	548km ²
B区	浜北区	95,900人	67km ²
C区	天竜区	30,292人	944km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター・旧東・南区役所庁舎職員数

A区 役所	B区 役所	C区 役所	(仮称)行政 センター	旧東・南区 役所庁舎	合計
452	126	118	214	60	970

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億5千万円

➤ 年間削減効果額
約7億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

平成30年9月7日

総務部人事課

区再編後の東・南区役所庁舎での事務の提供体制について

区再編後、東・南区役所庁舎において、当面、庁舎を活用した市民サービスの提供を行う。

1 取扱事務

区分	事務内容	配置方法
区役所事務	①区協議会の部会に係る事務	区振興課の出先グループとして配置
	②自治会との連絡調整	
	③防災に係る事務	
	④庁舎管理事務	
	⑤市民サービスセンター事務（戸籍・住民基本台帳等の窓口業務）	
福祉事業所事務	⑥生活保護に係る相談窓口	福祉事業所の出先グループとして配置
	⑦障害者福祉に関する窓口事務	
	⑧児童福祉に関する窓口事務	
	⑨保育に関する窓口事務	
	⑩高齢者福祉に関する窓口事務	
	⑪介護保険に関する窓口事務	
	⑫国民健康保険、国民年金に関する窓口事務	
保健センター事務	⑬保健サービスに関する窓口事務	保健センターの出先グループとして配置

2 職員数

各区役所で50名程度（非正規職員を含む）を想定

3 体制

東区・南区役所に職員を管理監督する管理職として各1名を配置する。

【参考】2区案の場合の削減効果額 (千円)

人件費	庁舎維持管理費	事務経費	計
908,500	0	14,175	922,675

備考 人件費について、東・南区役所庁舎活用に係る人件費の増を職員2名分として想定。

【参考】

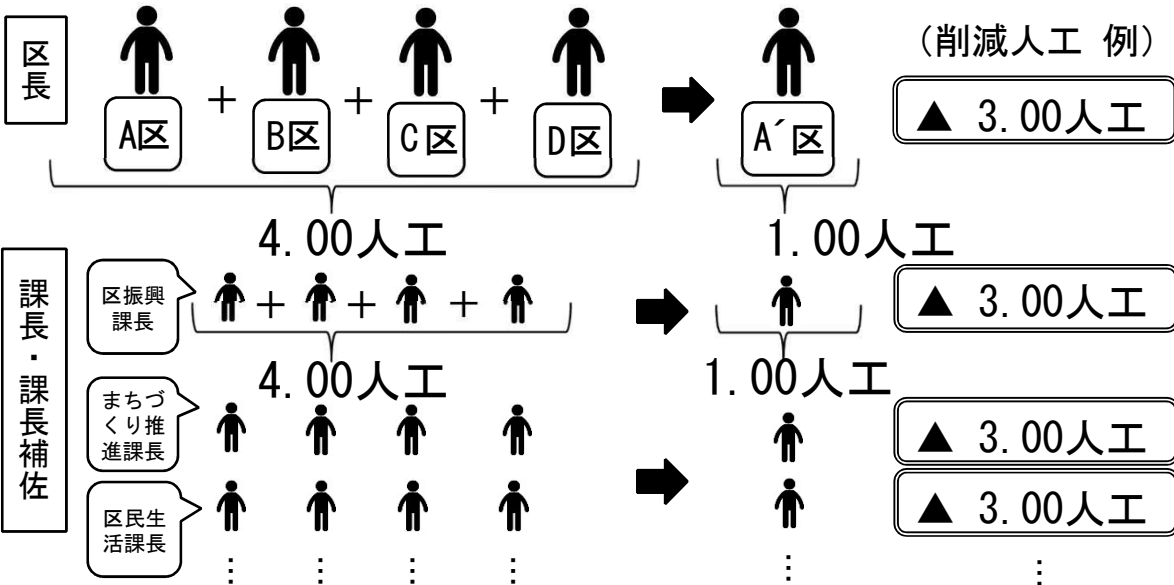
東・南区役所庁舎における提供サービスの例

分野	業務の内容
陳情要望	要望の受付
区協議会	区協議会の部会に係る事務
住民自治	自治会との連絡調整
	地縁団体の認可等
防災	防災の拠点
	自主防災隊補助金申請の受付
地域振興	地域力向上事業に係る事務
住民票	転入届、転出届の受付
	住民票の写しの受付交付
戸籍	出生届、死亡届、婚姻届の受付
	証明書の受付交付
印鑑登録	印鑑登録申請の受付
	印鑑登録証明書の交付
年金	国民年金資格異動届の受付
	保険料免除・納付猶予申請の受付
国民健康保険	加入・脱退届の受付
	高額療養費支給申請の受付
後期高齢者医療	高額療養費支給申請の受付
介護保険	要介護認定・要支援認定申請書の受付
	高額介護サービス費支給申請書の受付
生活保護	生活保護申請の受付
高齢者福祉	総合相談
	元気はつらつ教室の受付
障害者福祉	障害者手帳の申請の受付
	重度心身障害者医療費助成申請の受付
児童福祉	児童手当の請求、現況届の受付
	児童扶養手当の請求、現況届の受付
	家庭児童相談室
保育	保育所等への入所受付
保健	母子健康手帳の交付

※上記内容は、現在精査中である。

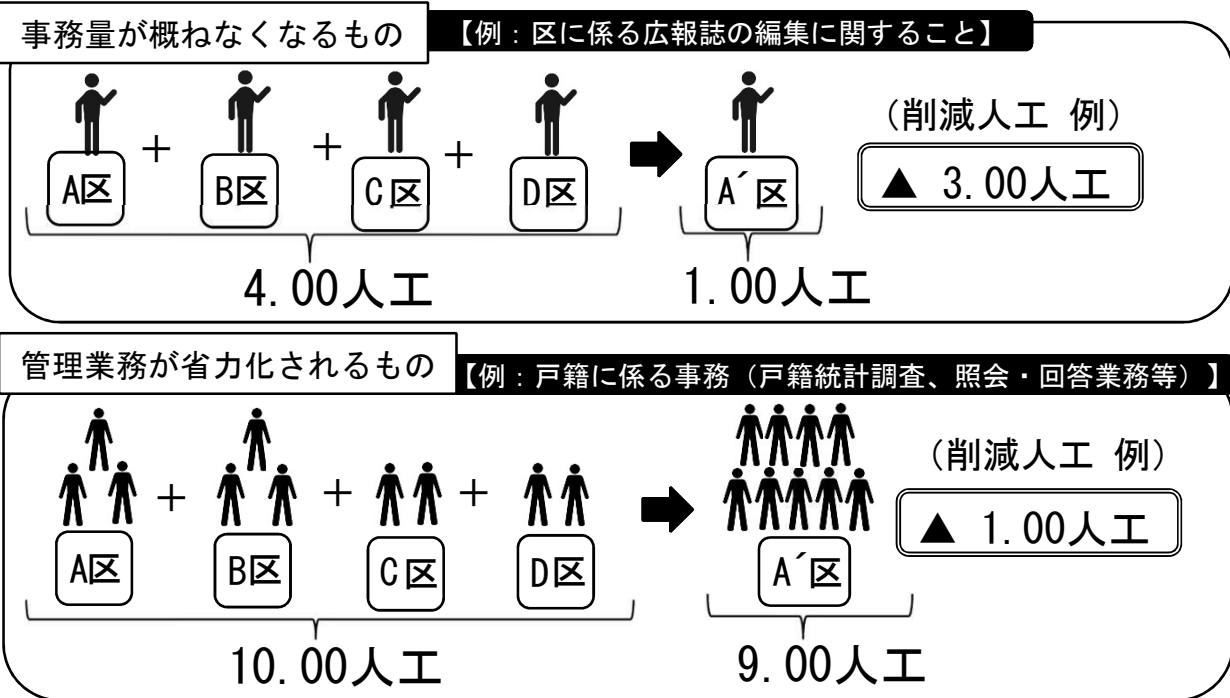
合区による職員数算定のイメージ

1 管理職の減による効果



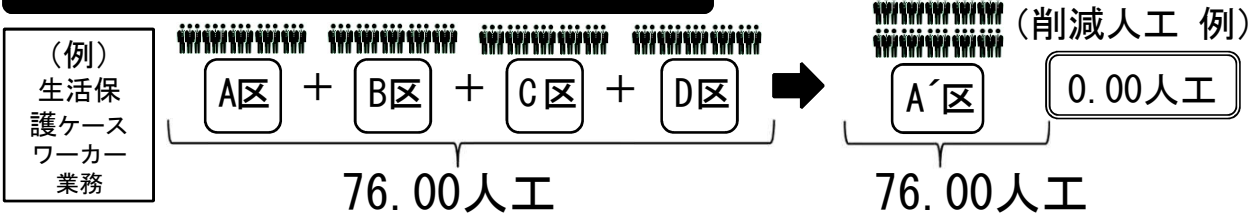
2区の場合の削減効果
計 49人

2 集約化の減による効果



2区の場合の削減効果
計 66人

3 集約化されても事務がそのまま残るもの



削減効果 0人